

“小児かかりつけ診療料” 算定について(資料)

2016年4月の診療報酬改定において、“小児かかりつけ診療料”が新設されました。医療機関の重複受診を防ぎ、医療費の無駄遣いを減らす意図があるようです。

『算定の条件』

<対象と手続き>

- 1) 当診療所に継続的に受診している3歳未満の患者さん
- 2) 有病時に最初に受診する医療機関とし当診療所を（基本的に）指定し、別紙登録表を記載していただきます（初回のみ）

<内容とメリット>

- 3) 当診療所は患者さんからの電話等の問い合わせに対して、原則として常時対応します
- 4) 急性疾患、慢性疾患について必要な指導および診療を行ないます
- 5) 発達段階に応じた助言・指導を行い、健康相談に応じます
- 6) 予防接種などに対して必要な指導及び助言を行ないます
- 7) 他の医療機関と連携します